

釈放・保護

悔悟の情及び改善更生の意欲があり、再犯のおそれがないと認められ、引受人も確定し、社会感情も悪くない受刑者については、刑期終了前に仮に釈放され、残刑期の間は、一般社会で保護観察に付されます。

その他は、刑期の終了により釈放されます。刑期の終了により釈放された者のうち、帰住先がない者については、「更生保護法」により、釈放後6月以内の間、更生保護施設において、宿泊、医療、職業、その他の保護を受けることができるなど、その更生への援助の施策が図られています。

刑務作業について

刑務作業は、受刑者の社会復帰に大きな効果をあげておりますが、これは社会の皆様方の御協力によるものであり、出所後において就職の機会を与えていただくなどの温かい御援助は、受刑者の励ましとなり、明るい社会を築くための大きな力となります。

当所では、受刑者に職業的技術および知識を付与するために役立つ作業を求めております。職業訓練として、建築科、内装施工科、小型建設機械科、ビジネススキル科があり、また、民間企業との協業によるものとして、木工、印刷、縫製、その他いろいろな業種の作業を実施しており、刑務作業に就業した受刑者には、作業報奨金が支給されます。

また、現在、キャピックというブランド名で刑務所で製作した製品「安くて良い商品」、「心をこめた手づくりの逸品」を皆様に御愛用いただいております。

キャピックとは、「矯正協会刑務作業協力事業部」の英訳(Correctional Association Prison Industry Cooperation)の頭文字をとった「CAPIC」の意味であります。

なお、刑務作業を年間契約して御利用いただくとき、又はキャピック商品をお買上げになりたい方は、下記のところにお気軽に御連絡ください。

〒760-0067 高松市松福町2-16-63

◎高松刑務所処遇部作業部門

TEL 087-821-6119

FAX 087-821-6227

◎(公財)矯正協会刑務作業協力事業部

TEL 087-826-0735

FAX 087-851-2384



施設のしおり



高松刑務所

地域社会とともに
開かれた矯正へ



〒760-0067 高松市松福町2-16-63
電話 (087)821-6116~8

施設の沿革

明治維新当時、高松藩東町奉行所内（現片原町駅付近）にあって牢屋敷と称し、明治4年12月香川県の管轄となり、囚獄・徒刑場と称する。その後、明治31年9月には高松港改修工事竣工のため、現在地に移転しました。さらに、明治36年3月司法省の管轄となり、高松監獄と改称され、大正11年10月には官制改正により、高松刑務所となりました。また、丸亀拘置支所を所管しています。

職 員

刑務官は、国家公務員であり、人事院で行う刑務官採用試験等によって合格した者の中から採用されます。職員は、施設の保安警備及び被収容者に対し刑務作業を行わせるほか生活指導、職業訓練、クラブ活動の指導並びに悩み事などの助言、教育活動を通じて改善更生への援助と社会復帰を促進するために努力しています。

また、刑務官は、心身の健全を保つため、柔道、剣道、護身術の訓練の実施、その他各種の研修も活発に実施しています。



丸亀拘置支所



武道訓練



武道訓練

処遇の概要

□ 収容対象

- 主として香川県及び四国の他の県で刑が確定した年齢20歳以上、執行刑期10年未満の者で、施設収容歴、反社会性集団への所属性、犯行の態様などで犯罪傾向の進んでいる受刑者を収容しています。
- 高松矯正管区内の調査センターとして、管内で刑が確定し、施設において刑の執行を受けたことのない26歳未満の受刑者や性犯罪再犯防止指導等の特別改善指導の受講に当たり、特に調査を必要とする者を収容し、心理テスト、面接等を通じ、性格、特質等精密な調査を行い、受刑者個々の処遇計画を立て、それぞれの特性に応じた処遇施設へ移送しています。
- 外国人受刑者の増加に伴い、平成12年から日本語による意思疎通がある程度可能な外国人受刑者を収容しています。

□ 医療衛生

被収容者が健全な所内生活を送るため、医療と保健衛生には、特に注意を払っています。医師・看護師等が疾病の早期発見に努め、各種の検査や治療にも万全を期しています。入

院の必要のある患者には、一般の病院と同様、病室に収容して医療と看護を実施しています。

また、被収容者に定期の健康診断を行うほか、健康教育、衣類寝具などの衛生管理、各種の防疫活動等を行って環境衛生の改善に努め、保健衛生面でも十分に注意を払っています。

□ 矯正指導等

受刑者に対し、犯罪の責任を自覚させ、健康な心身を培わせるなどして社会に適応するるために必要な知識や生活態度を習得させるため、次の矯正指導等を行っています。

○刑執行開始時の指導	刑務所の各種制度や処遇の意義について説明し、所内生活に必要な知識の付与や集団生活の在り方などを指導している。
○一般改善指導	講話、体育、行事、面接、相談助言などを通じ、自己の問題性の改善、被害者感情の理解、規則正しい生活習慣や行動様式などを指導している。
○特別改善指導	受刑者の問題性の改善を図るため、法務省矯正局が作成したプログラムに基づき、薬物依存離脱指導、暴力団離脱指導、性犯罪再犯防止指導、被害者の視点を取り入れた教育、交通安全指導及び就労支援指導を実施している。
○教科指導	社会生活の基礎となる学力を欠き、円滑な社会復帰に支障があると認められる者に対し、補習教科指導として、小学校又は中学校の教科の内容に準ずる指導を実施している。
○釈放前の指導	出所後の生活に対する不安を解消させ、円滑な社会復帰を実現するための生活指導や知識の付与などを実施している。
○篤志面接委員による指導	クラブ活動を通じ教養を高めたり、面接を通じて精神的煩悶の解決を図るなどの指導を実施している。
○宗教上の儀式行事及び教誨	民間の宗教家（教師）により、希望者に対して宗教行事や集団あるいは個人を対象とした宗教教誨を実施している。

□ 給 養

受刑者の食事、衣類、寝具、日用品等は、すべて国から支給されますが、衣類、日用品の一部に差し入れや購入した物を使用することが許されています。

食事のうち、主食は作業労作の程度によって、A食からC食までの3段階の量に分かれています。副食は、献立、カロリー、味付け等を十分に検討し、同一量が給給与されます。



食 事



共 同 浴 場